

事務事業評価シート

評価実施年度：平成30年度

上位の施策名称 施策Ⅱ-2-4
障がい者の自立支援

1. 事務事業の目的・概要

事務事業担当課長 障がい福祉課長 半場 祐子 電話番号 0852-22-6256

事務事業の名称	子ども発達支援事業	
目的	(1) 対象	障がいのある（疑われる）児童
	(2) 意図	適切な療育等を提供することにより健やかな発達と成長を支援する。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 発達障がい児・者に対する相談、療育、就労支援などについて、市町村を中心とした地域体制を整備するため、県は、発達障害者支援センターなどを通じた支援などを行う。 障がい受容が進んでいないため、法定給付に結びついていない障がい児等に対する専門的な相談や療育指導、保育所等への療育技術の指導を行う。 在宅重症心身障がい児・者や医療的ケアが必要な障がい児が安心して地域で生活できるよう、支援体制を整備する。 特別支援学校に通う児童・生徒の放課後等預かり事業を実施する。 心の問題を抱える子どもが、身近な地域で早期に専門的治療等が受けられるよう、関係機関の連携体制を構築する。 	

2. 成果参考指標

成果参考指標名等		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位	
1	指標名	発達障害者支援センターによる保育士等研修延べ実施回数	目標値		24.0	30.0	36.0	36.0	回
	式・定義	保育士等職員（幼稚園、認定こども園を含む）を対象とした、発達障がいの理解と支援に関する研修を実施した回数	実績値	15.0	10.0	10.0			
			達成率	-	41.7	33.4	-	-	
2	指標名	発達障害者支援センターによる保育所等への個別支援回数	目標値		130.0	140.0	150.0	150.0	回
	式・定義	保育所や幼稚園等職員に対して、相談や支援を行った回数	実績値	113.0	148.0	105.0			
			達成率	-	113.9	75.0	-	-	

3. 事業費

	前年度実績	今年度計画
事業費(b) (千円)	200,687	215,828
うち一般財源 (千円)	163,942	167,459

4. 改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況	②改善策を実施した（実施予定、一部実施含む）
---------------------	------------------------

5. 評価時点での現状（客観的事実・データなどに基づいた現状）

<ul style="list-style-type: none"> 市町村において、保育所等への巡回相談を実施するなど、発達障がいのある子どもを早期に発見し支援する体制が充実してきたことから、発達障害者支援センターへの保育士等研修への派遣依頼が減少している。 発達障害者支援センターにおいて、地域支援マネジャーを中心に地域における支援体制整備を図るため、関係機関への支援の充実を図っている。 												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関への助言</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>212件</td> <td>→ 324件</td> <td>→ 287件</td> </tr> <tr> <td>関係機関との調整会議</td> <td>235件</td> <td>→ 235件</td> <td>→ 245件</td> </tr> </tbody> </table>	関係機関への助言	平成27年度	平成28年度	平成29年度		212件	→ 324件	→ 287件	関係機関との調整会議	235件	→ 235件	→ 245件
関係機関への助言	平成27年度	平成28年度	平成29年度									
	212件	→ 324件	→ 287件									
関係機関との調整会議	235件	→ 235件	→ 245件									
<ul style="list-style-type: none"> 平成28年に児童福祉法の一部が改正され、医療的ケア児が必要な支援を受けられることができるよう関係機関等の連携体制の構築が求められた。 												

6. 成果があったこと（改善されたこと）

<ul style="list-style-type: none"> 県内2か所の発達障害者支援センターが企画する研修会への参加者数は年々増加しており、身近な地域において、支援者の発達障がいに対する理解が進みつつある。 県内7圏域全てにおいて、子どもの心の診療に係るネットワーク会議を組織し、子どもの心の健康相談が実施されるようになった。拠点病院と圏域の連携の強化が図られ、事例をととして圏域内の関係者の連携とスキルアップを図る体制が整備されつつある。
--

7. まだ残っている課題（現状の何をどのように変更する必要があるのか）

<p>①困っている「状況」</p> <ul style="list-style-type: none"> 発達障がいへの関心が高まり、様々な年齢や場面で発達障がいに関心されることが増えているが、専門医療機関での初診まで数ヶ月待ったり、遠方の医療機関に通わなければならないといった実情がある。 医療技術の進歩などを背景として、在宅で人口呼吸器などを使用し、たんの吸引など医療的ケアが必要な障がい児が増加しているが、身近な地域において適切な支援を受けられる体制が整備されていない。
<p>②困っている状況が発生している「原因」</p> <ul style="list-style-type: none"> 発達障がいについて診断や診療ができる医療機関が少なく、県東部に偏在している。 医療的ケア児への支援を行う事業所などが不足している。 医療的ケア児への支援にあたり、保健、医療、福祉、教育など各分野の連携が図られていない場合がある。
<p>③原因を解消するための「課題」</p> <ul style="list-style-type: none"> 各地域に発達障がいの診療ができる医療機関を増やす必要がある。 各事業所において医療的ケア児を受け入れてもらうため、看護職員の人件費を補助するなど、事業所への支援が必要である。 医療的ケア児への支援について、関係機関が連携を図るための協議の場を設置し、支援内容などについて検討するとともに、医療的ケア児と関係機関をつなぐ役割を果たす人材の育成についても検討を行う必要がある。

8. 今後の方向性（課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方）

<ul style="list-style-type: none"> 特定の専門的な医療機関だけでなく、身近な地域で診療を行う「かかりつけ医」等が発達障がいについて理解を深め、相談や診療、専門医への紹介を行ってもらうため、平成30年度から、島根大学医学部附属病院へ委託し、子どもの心の診療ネットワーク事業で行っている医師向けの研修の充実を図る。 これまで重症心身障がい児者サービス基盤整備事業で福祉事業所が看護職員を加配された場合に補助を行っており、平成30年度の障害福祉サービス報酬改定の内容を踏まえた上でこの事業を継続し、事業所における医療的ケアが必要な重症心身障がい児などの受け入れを支援する。 平成30年度に医療的ケア児等地域支援連絡協議会を設置し、ニーズの把握や支援内容等についての検討を行う。また、国の補助事業を活用した「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」の実施についても協議会などの場で検討を行う。
--